

愛知県廃棄物処理施設審査会議 会議録

1 日時

令和3年12月17日（金）午前10時から正午まで

2 場所

愛知県自治センター 6階 603会議室

3 出席者

(1) 構成員及び専門委員

青木委員、田代委員※、二宮委員※、松本委員※、
森泉委員※、義家委員※、吉田委員※、水野専門委員
※リモートによる参加

(2) 事務局

環境局：近藤資源循環推進監、木村資源循環推進課長、
関担当課長、松尾課長補佐、西森主査、渡辺主任
知多県民事務所環境保全課：山本主査

(3) 申請者

株式会社サン・ビック：柳氏他

4 傍聴者

6名

5 議事録

別添のとおり

愛知県廃棄物処理施設審査会議 議事録

【議事1】

株式会社サン・ビックの産業廃棄物処理施設設置許可申請について

○ 申請の内容説明

事務局から、資料1、2及び3に基づき、説明した。

○ 質疑応答

(委員)

立面図を確認すると、ドラム缶保管施設1に側溝と溜枡が設けられているが、これらの設備に流入した排水は豪雨時には強制排水されてしまうのか。

ドラム缶が雨水等と接触して腐食すると有害物質の漏れも懸念されるため、排水の方法について確認する。

(事業者)

ドラム缶保管施設1は建屋を設けるため、雨水等は浸透しない。

建屋内で発生する洗浄水等を溜枡に貯留するための設備であり、外部に排水することはない。

溜枡に貯留した排水は汲み出して廃棄物として処理することになる。

(委員)

豪雨でも建屋内への浸水は起こらないという想定か。

(事業者)

保管場所も含めた焼却施設全体を敷地レベルからかさ上げすることにより、雨水が建屋内等へ流入することを防止する。

(委員)

かさ上げの措置を講じることで、基本的に豪雨による浸水はないと考えてよいか。

(事業者)

そのとおりである。

(委員)

ロータリーキルン炉とストーカ炉はそれぞれ単独ではなく、常時両方とも運転させるということだが、ロータリーキルン炉は基本的には泥状の廃棄物を熱源の廃油等と一緒に処理するというコンセプトだと思うが、貴社の場合、常時キルン炉を稼働させるための汚泥量の受入れを確保できる見通しなのか。

(事業者)

ロータリーキルン炉では相対的に水分が高い泥状の廃棄物を処理する。

計画では、全廃棄物の20%以上を汚泥の処理で設計しており、これが0になることは想定していない。

(委員)

万一、汚泥がなくなった場合、温度管理のために廃油等を噴霧してロータリーキルン炉の温度を調整するという理解でよいか。

炉温維持のために廃油等だけを噴霧して空運転するとロータリーキルン炉が傷むような気がするが、そのようなおそれはないか。

(事業者)

汚泥を乾燥、焼却するために廃油等が噴霧できるようになっているが、一方で汚泥がなくなった場合はストーカ炉への噴霧量を増やすという調整になるため、ロータリーキルン炉への廃油等の噴霧の必要性はなくなる。

従って、廃油等の噴霧により、ことさらロータリーキルン炉を傷めることはないと考えている。

(委員)

前回の会議でストーカ炉単独の運転モードはないと回答を受けたが、その場合はやはりストーカ炉単独の運転モードになるのではないか。

(事業者)

運転モードは特別設定しておらず、ロータリーキルン炉の中に廃棄物がないというだけである。

ロータリーキルン炉の排ガス、燃え殻、未燃物等は全てストーカ炉に入るため、燃焼はストーカ炉の出口でコントロールすることになる。

(委員)

基準値を守るためには、ロータリーキルン炉からの排ガスや燃焼物等によるストーカ炉を含む全体の燃焼炉への影響を考慮し、適切にコントロールする必要があると思われる。

(委員)

接地逆転層崩壊時における悪臭は、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針が示す悪臭評価時間修正の方法が適用できないことから評価していないとのことだが、臭気も他の気体状の物質と同様に空気に乗って移動するので、生活環境影響調査書106 ページ表 4-1-30 に示す二酸化硫黄や二酸化窒素等と相似形になることが想定される。

実際に二酸化硫黄や二酸化窒素等は、接地逆転層崩壊時もその他の条件（大気安定度不安定時、上層逆転発生時、ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時）と同様の濃度傾向になっている。

従って、接地逆転層崩壊時には悪臭の評価式は適用できないが、その他の条件と同程度の値になり、悪臭防止法の基準値は満たせるのではないかとと思われることを申し添える。

(委員)

ロータリーキルン炉をストーカ炉に合流させるメリットは理解できるが、適正な

燃焼を達成するための条件を考えた場合、ストーカ炉単独に比べて、ロータリーキルン炉を合流することでパラメータが非常に増えることになる。

しかも、ロータリーキルン炉では廃棄物が完全燃焼ではなく熱分解の状態に留まるのであれば、どのような状態を安定運転というのか、また、何をコントロールすれば炉の出口側で基準値を守った運転が達成できるのかというポイントが必要になると思われる。

ロータリーキルン炉とストーカ炉を接続する部分でのチェックポイントはあるのか。

(事業者)

チェックポイントはないが、ロータリーキルン炉は完全燃焼させる想定ではなく、結局のところ、燃焼を完結させるのはストーカ炉との合流以降になる。

ロータリーキルン炉の排ガスは、ストーカ炉の排ガスと合流して燃焼炉上部から再燃焼室に入り、これらの排ガスは再燃焼室で旋回流を起こして均一になる。

従って、各炉の排ガスのバランスに多少変動があったとしても、再燃焼室の出口で温度管理を適切に行い、均一な混合状態にする。

(委員)

排ガス合流後のパラメータが一個だと、空気比等がずれた場合に、何に対してフィードバックすればよいか分からないと思われるが、どのように考えるか。

(事業者)

基本的には全てストーカ炉側で調整することになる。

(委員)

ロータリーキルン炉側はあまり考慮せず、ストーカ炉側で燃焼条件を調整するという理解でよいか。

(事業者)

空気量はロータリーキルン炉側でも変動させることが可能だが、都度変動させることは考えていない。

(委員)

廃酸や廃アルカリの噴霧割合もコントロールしないのか。

(事業者)

廃酸、廃アルカリ、廃油はロータリーキルン炉、ストーカ炉の両方に噴霧することができるが、ロータリーキルン炉への噴霧は少量かつ一定にし、コントロールはストーカ炉側で行う。

(委員)

制御系をストーカ炉側に一元化するという事か。

(事業者)

そのとおりである。

(委員)

現地視察時に、災害対策マニュアルはあるが、BCP（事業継続計画）の作成には至

っていないと回答を受けたが、今回作成に着手した緊急時対応マニュアルは、既存のマニュアルを改訂するのか。

(事業者)

基本的には新規にマニュアルを作成する方向で検討している。

(委員)

既存のマニュアルの弱点や欠点、課題は把握しているか。

(事業者)

既存のマニュアルは主に事故等の労災防止が中心であったが、それを外部からの自然災害等への対策に広げていこうと考えている。

(委員)

再燃焼室における排ガスの滞留時間は 2.27 秒と算出されているが、再燃焼室の部分では 850℃以上で 2 秒以上排ガスを滞留させ、完全燃焼させるという設計思想であることから、多少ロータリーキルン炉の排ガス量の変動しても対応が可能であると理解してよいか。

(事業者)

そのとおりである。

廃棄物処理法では、燃焼室の滞留時間を 2 秒以上と規定しているが、我々は各炉の排ガスが合流した後にさらに二次空気を入れ、また、必要に応じてバーナーを稼働し、再燃焼室で 2 秒以上滞留させるという余裕がある設計を採用している。

(委員)

余裕があるということは、再燃焼室を 850℃以上に保持する上で放熱が少し多い可能性もあるのか。

(事業者)

そのとおりである。

(委員)

焼却炉及びタンク基礎を液状化に対しての杭基礎にするということだが、具体的に液状化対策はどれくらいのエリアで行うのか。

建屋全体が液状化対策されたものになるのか、あるいは、焼却炉、タンク直下だけなのか。

また、新規の施設が稼働する時点で、既存施設ほどの程度残存し、現状においてどの程度液状化の対策がなされているのか。

(事業者)

機械設備、建物含め全て杭基礎で液状化対策する計画である。

既存施設の液状化の対策状況については知見がない。

(委員)

新規と既存の施設が将来的に隣接する状態が生じた場合に、既存施設による危険性は想定されないのか。

(事務局)

現状は既存の汚染土壌処理施設があるが、新規の焼却施設設置に伴い、設置予定場所にある既存施設は全て撤去される。

(座長)

議事1については、これで終了する。

【議事2】

その他

- 事務局から、追加の議事はない旨を説明した。